

施工体制点検票（事前確認）

課長

係長

監督員

【 回目 】

点検者
(該当に○)

係長

監督員

実施日 令和 年 月 日

点検者氏名

1. 工事概要

工 事 名			
工 期	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日
元 請 負 金 額	千円	下請負総額	千円
元 請 会 社 名		下請会社数	社

2. 建設業許可の確認

項 目	点 検 内 容	点検結果
建設業許可	特定建設業の許可を持っているか。(下記に該当する場合は必要) ※特定建設業許可とは、発注者から直接請け負った一件の工事について、一次下請代金の額が総額で5,000万円以上(建築一式工事業については8,000万円以上)になる下請契約を締結して施工する場合に必要。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし

3. 施工体制台帳の写しの点検(その1)

項 目	点 検 内 容	点検結果
施工体制台帳の写し 施工体制台帳に必要事項が書き込まれているか。 ※右記「点検内容」を点検後、下記点検結果にチェック ☐ はい ☐ いいえ	①作成建設事業者が許可を受けた建設業の種類の確認。	☐ はい ☐ いいえ
	②建設工事の名称、内容及び工期の確認。	☐ はい ☐ いいえ
	③発注者と請負契約を締結した年月日、当該発注者の商号、名称又は氏名及び住所並びに当該契約書を締結した営業所の名称及び所在地の確認。	☐ はい ☐ いいえ
	④健康保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）の加入状況の確認。	☐ はい ☐ いいえ
	⑤発注者が置く監督員の氏名及び権限、当該監督員の行為についての作成建設業者に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された作成建設業者への通知書の写し）の確認。	☐ はい ☐ いいえ
	⑥主任技術者又は監理技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格又は監理技術者資格（監理技術者資格証、監理技術者講習修了証（対象者は平成16年3月1日以降、監理技術者資格者証を新規交付された者又は更新交付された者））及びその者が専任の主任技術者又は監理技術者であるか否かの別についての確認。 ※配置予定技術者と同一人物であるか確認	☐ はい ☐ いいえ
	⑦監理技術者補佐を配置するときは、その者の氏名及びその者が有する監理技術者補佐資格についての確認。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	⑧作成建設業者が置く現場代理人の氏名及び権限、当該現場代理人の行為についての発注者の作成建設業者に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された発注者への通知書の写し）の確認。	☐ はい ☐ いいえ

3. のつづき 施工体制台帳の写しの点検(その2)

項 目	点 検 内 容	点検結果
	⑨主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐以外に施工の技術上の管理をつかさどる者（JV構成員、専門技術者）を置くときは、その者の氏名、管理をつかさどる工事内容及びその者が有する主任技術者資格の確認。	☐ は い ☐ いいえ ☐ 該当なし
	⑩- 1 作成建設業者における建設工事に従事する者に関する次の事項についての確認。	
	・ 氏名、生年月日、年齢	☐ は い ☐ いいえ
	・ 職種	☐ は い ☐ いいえ
	・ 健康保険等の加入状況	☐ は い ☐ いいえ
	・ 中小企業退職金共済法に規定する被共済者に該当する者であるかの別	☐ は い ☐ いいえ
	・ 受講した安全衛生教育に関する教育の内容	☐ は い ☐ いいえ
	・ 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格	☐ は い ☐ いいえ ☐ 希望しない
	⑩- 2 一次下請人における建設工事に従事する者に関する次の事項についての確認。	
	・ 氏名、生年月日、年齢	☐ は い ☐ いいえ
	・ 職種	☐ は い ☐ いいえ
	・ 健康保険等の加入状況	☐ は い ☐ いいえ
	・ 中小企業退職金共済法に規定する被共済者に該当する者であるかの別	☐ は い ☐ いいえ
	・ 受講した安全衛生教育に関する教育の内容	☐ は い ☐ いいえ
	・ 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格	☐ は い ☐ いいえ ☐ 希望しない
	⑪ 1 号特定技能外国人及び外国人技能実習生並びに外国人建設就労者の従事状況の確認。	☐ は い ☐ いいえ
	⑫ 全ての下請負人の商号又は名称及び住所、許可番号及び請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類、健康保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）の加入状況の確認。	☐ は い ☐ いいえ
	⑬ 全ての下請負人の請け負った工事名称、内容及び工期の確認。	☐ は い ☐ いいえ
⑭ 全ての下請負人が注文者と下請契約を締結した年月日の確認。	☐ は い ☐ いいえ	

3. のつづき 施工体制台帳の写しの点検(その3)

項 目	点 検 内 容	点検結果
	⑮作成建設業者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、当該監督員の行為についての下請負人の作成建設業者に対する意見の申出方法（またはその内容を記載した下請負人に対する通知書の写し）の確認。	☐ は い ☐ いいえ ☐ 該当なし
	⑯下請負人が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限、当該現場代理人の行為について作成建設業者の下請負人に対する意見の申出方法（又はその内容を記載した作成建設業者への通知書の写し）の確認。	☐ は い ☐ いいえ ☐ 該当なし
	⑰下請負人が置く主任技術者の氏名、その者の有する主任技術者資格及びその者が専任か否かの別の確認。	☐ は い ☐ いいえ
	⑱下請負人が、主任技術者以外に施工の技術上の管理（JV構成員、専門技術者）をつかさどる者を置く場合は、当該者の氏名、その者がつかさどる工事の内容及びその者が有する主任技術者資格の確認。	☐ は い ☐ いいえ ☐ 該当なし
	⑲一次下請負契約を締結した作成建設業者の営業所の名称及び所在地の確認。	☐ は い ☐ いいえ
	⑳下請負人における1号特定技能外国人及び外国人技能実習生並びに外国人建設就労者の従事状況の確認。	☐ は い ☐ いいえ

4. 施工体制台帳添付書類の点検(その1)

項 目	中 項 目	点 検 内 容	点検結果	備 考
施 工 体 制 台 帳 の 添 付 書 類	施工体制台帳の添付書類は揃っているか。 ※右記「点検中項目」(1)～(2)を点検後、下記にチェック ☐ はい ☐ いいえ 必ず、書面であること ※右記「点検内容」を点検後、下記にチェック ☐ はい ☐ いいえ	(1) 二次以下の下請負人を含め、全ての請負契約書の写し(公共工事については2次下請以下も含めた全ての下請業者について請負金額を明記しなければならない)が添付されており、下請契約書に建設業法第19条にある全ての事項(点検内容①～⑮)が含まれているか確認。	① 工事内容の確認。 ☐ はい ☐ いいえ	
		② 請負代金の額の確認。 ☐ はい ☐ いいえ		
		③ 工事着手の時期及び工事完成の時期の確認。 ☐ はい ☐ いいえ		
		④ 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときはその内容の確認 ☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし		
		⑤ 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときはその支払の時期及び方法の確認。 ☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	支払は、できる限り現金払い。少なくとも労務費相当分は現金払。手形期間は、60日以内で、できる限り短い期間	
		⑥ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定めを確認。 ☐ はい ☐ いいえ		
		⑦ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定めを確認。 ☐ はい ☐ いいえ		
		⑧ 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更についての確認。 ☐ はい ☐ いいえ		
		⑨ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定めを確認。 ☐ はい ☐ いいえ		
		⑩ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定めを確認。 ☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし		
		⑪ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの際の確認。 ☐ はい ☐ いいえ	完成通知を受けてから検査完了まで20日以内。引渡しの申出があった場合は直ちに引渡しを受ける。	
		⑫ 工事完成後における請負代金の支払いの時期及び方法の確認。 ☐ はい ☐ いいえ	元請が支払を受けてから下請負人に支払うまで1月以内。特定建設業者は引渡しの申出があつてから、代金の支払まで50日以内。手形期間は60日以内で、できる限り短い期間。	
		⑬ 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関するの請すべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容の確認。 ☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし		
		⑭ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金の確認。 ☒ はい ☐ いいえ		
		⑮ 契約に関する紛争の解決方法の確認。 ☐ はい ☐ いいえ		

4. のつづき 施工体制台帳添付書類の点検(その2)

項 目	中 項 目	点 検 内 容	点検結果		
施 工 体 制 台 帳 の 添 付 書 類	施工体制台帳の添付書類は揃っているか。	(2) 全ての再下請通知書の必要事項が書き込まれているか確認。	① 下請負人の商号, 名称, 住所, 許可番号の確認。 ☐ はい ☐ いいえ		
	※右記「点検中項目」(1)～(2)を点検後, 前ページ「項目」にチェック	※右記「点検内容」を点検後, 下記にチェック ☐ はい ☐ いいえ	② 下請負人が注文者と締結した工事の名称, 請負契約を締結した年月日, 注文者の商号, 名称の確認。	☐ はい ☐ いいえ	
			③ 再下請負人の商号, 名称, 住所, 許可番号及び請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類, 健康保険等(健康保険, 厚生年金保険, 雇用保険)の加入状況の確認。	☐ はい ☐ いいえ	
			④ 下請負人が再下請負人と締結した請負契約についての確認。 (請負契約書の写しの添付)	④-1 工事の名称, 内容, 工期の確認。 ☐ はい ☐ いいえ	
			※右記④-1～6について点検後, 下記にチェック ☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	④-2 請負契約を締結した年月日の確認。 ☐ はい ☐ いいえ	
				④-3 下請負人が監督員を置く場合は, その者の氏名, 権限, 当該監督員の行為についての再下請人の下請負人に対する意見の申出方法(またはその内容が記載された再下請負人への通知書の写し)の確認。 ☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	
				④-4 再下請負人が現場代理人を置く場合は, その者の氏名, 権限, 当該現場代理人の行為についての再下請負人に対する意見の申出方法(またはその内容が記載された再下請負人への通知書の写し)の確認。 ☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	
			注) 該当なしの場合は右記結果欄未記入	④-5 再下請負人の置く主任技術者の氏名, その者が有する主任技術者資格及びその者が専任か否かの別の確認。 ☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	
				④-6 再下請負人が主任技術者に加えて専門技術者を置く場合は, その者の氏名, その者が管理をつかさどる建設工事の内容, その者が有する主任技術者資格の確認。 ☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	
				④-7 再下請負人における建設工事に従事する者に関する次の事項についての確認	
				・氏名, 生年月日, 年齢 ☐ はい ☐ いいえ	
				・職種 ☐ はい ☐ いいえ	
				・健康保険等の加入状況 ☐ はい ☐ いいえ	
				・中小企業退職金共済法に規定する被共済者に該当する者であるかの別 ☐ はい ☐ いいえ	
			・受講した安全衛生に関する教育の内容 ☐ はい ☐ いいえ		
・建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格 ☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし					
	⑤ 下請負人及び再下請負人における1号特定技能外国人及び外国人技能実習生並びに外国人建設就労者の従事状況の確認 ☐ はい ☐ いいえ				

4. のつづき 施工体制台帳添付書類の点検(その3)

項 目		中 項 目	点 検 内 容	点検結果
施 工 体 制 台 帳 の 添 付 書 類			(3)主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有することの証明書の写し(監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証【対象者は平成16年3月1日以降、監理技術者資格者証を新規交付された者、又は更新交付された者】)の確認。 (専任の監理技術者については監理技術者証の写しに限る)	☐ は い ☐ いいえ
			(4)主任技術者又は監理技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写しの確認。 (恒常的な雇用関係とは、所属建設業者から入札の申込のあった日、又は入札の執行日以前に連続して三ヶ月以上の雇用関係にあることをいう) 監理技術者を以下のいずれかにより確認(該当欄にチェック) ☐ 監理技術者資格者証の所属建設業者の商号、又は名称、又は変更履歴(裏書)、交付年月日 ☐ 健康保険被保険者証の所属建設業者の商号又は名称、取得年月日 ☐ 住民税特別徴収税額通知書の所属建設業者の商号又は名称、交付年月日 ☐ 上記で確認できない場合は、当該技術者の工事経歴書	☐ は い ☐ いいえ
			(5)主任技術者又は監理技術者以外に施工の技術上の管理をつかさどる者(JV構成員)を置くときは、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証するものの写しの確認。 主任技術者を以下のいずれかにより確認(該当欄にチェック) ☐ 健康保険被保険者証の所属建設業者の商号又は名称、取得年月日 ☐ 住民税特別徴収税額通知書の所属建設業者の商号又は名称、交付年月日 ☐ 上記で確認できない場合は、当該技術者の工事経歴書	☐ は い ☐ いいえ ☐ 該当なし
			(6)監理技術者補佐を置くときは、その者が監理技術者補佐資格を有することの証明書の写し及びその者が作成建設業者との間で直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写しの確認	☐ 該当なし ※該当なしの場合は、次のチェック不要
			【資格を有することの確認:建設業法施行令第28条、国土交通省告示第1057号】 工種に応じた主任技術者になりうる資格を有する者であり、かつ、一級施工管理技士の第一次検定に合格している者若しくは監理技術者になりうる資格を有しているものであること。	☐ は い ☐ いいえ
			【雇用関係の確認】 ☐ 健康保険被保険者証の所属建設業者の商号又は名称、取得年月日 ☐ 住民税特別徴収税額通知書の所属建設業者の商号又は名称、交付年月日 ☐ 上記で確認できない場合は、当該技術者の工事経歴書	☐ は い ☐ いいえ

5. 施工体系図の点検

項 目	点 検 内 容	点検結果
施工体系図	①施工体系図が提出されているか。	☐ はい ☐ いいえ
	②施工体制台帳及び再下請通知書と、施工体系図の内容が合致しているか。 ※「いいえ」の場合の理由 □下請業者体系の相違、 □工事内容の相違、 □技術者の相違、 □工期の相違	☐ はい ☐ いいえ

6. 下請契約に関する「請負代金内訳書」の点検

項 目	点 検 内 容	点検結果
請負代金内訳書	①請負代金内訳書が提出されているか。	☐ はい ☐ いいえ
	②施工体制台帳及び再下請負通知書と、請負代金内訳書が合致しているか。	☐ はい ☐ いいえ
	③請負代金内訳書の記載内容において、建設業法第19条の3(不当に低い請負代金の禁止)に該当する疑義はないか。(様式2-4/4 点検内容⑤(1)参照)	☐ はい ☐ いいえ
* 点検結果による対応 ③建設業法第19条の3(不当に低い請負代金の禁止)の疑義がある場合(「いいえ」)は、直ちに、該当する下請の主任技術者へのヒアリング(様式2-4/4 点検内容5(1))を実施する。		

7. その他点検

項 目	点 検 内 容	結 果	備 考
①元請の施工範囲等の確認	元請の施工範囲等の確認 (直営施工部分があるか、主たる部分を請け負わせていないか等)。 「いいえ」の場合は、施工時に一括下請に関する点検票(元請実質関与)【様式-3】を実施。	☐ はい ☐ いいえ	契約書等から直営施工範囲等を確認。 ※「いいえ」の場合の理由(一括下請の疑いあり) ☐ 元請に直接施工がない ☐ 下請に主たる部分を請け負わせている ☐ 直営部分の内容を比し、受注金額から一次下請金額の合計を引いた金額が妥当であるか
②上請け、横請けの確認	上請け、横請けの可能性はないかの確認。 「いいえ」の場合は、施工時に一括下請に関する点検票(元請実質関与)【様式-3】を実施。	☐ はい ☐ いいえ	下請業者(同業種)に上位ランク、又は同ランクの業者がいないか。(一括下請の疑いあり)
③JV工事における確認	JV工事の場合、共同企業体の運営関係書類の作成状況の確認。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	代表者、出資比率、責任範囲等の確認。
④下請負人の中に無許可業者がいる場合の確認	下請負人の中に無許可業者がいる場合に500万円以上(建築一式工事1,500万円以上)の下請をさせていないかの確認。 ※注文者が材料を支給する場合、その市場価格及び運送賃を請負代金に加えた額で判断する。 単価契約とする場合は、1件の工事に係る全体の額で判断する。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	契約書により当該施工範囲を確認し、適切かどうか判断。 無許可業者か否か不明な場合は監理課に照会する。

請負代金が4,500万円以上
(ただし、建築一式の場合は9,000万円以上)

施工体制点検票 (現場確認)

【 回目 】	点検者	係長	課長	係長	監督員
	(該当に○)	監督員			
	点検者氏名				
実施日	令和 年 月 日				

1. 工事概要

工 事 名					
工 期	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日	元請進捗率 =	
元 請 負 金 額	千円	下請負総額	千円		
元 請 会 社 名		下請会社数	社		

2. 現場確認

項 目	点 検 内 容	点検結果					
建設業許可	発注者から直接請け負った建設業者が、建設業許可を受けていることを示す標識を公衆の見やすい場所に掲示しているか。(標識の規格:縦25cm以上×横35cm以上) ※「いいえ」の場合の理由。 ☐ 見やすい場所に掲示しているが規格外 ☐ 掲示しているが公衆は見にくい ☐ 掲示していない ※標識記載内容確認。 ☐ 商号又は名称 ☐ 代表者の氏名 ☐ 主任技術者又は監理技術者の氏名 ☐ 一般又は特定建設業の別 ☐ 許可を受けた建設業、許可年月日及び許可番号	☐ はい ☐ いいえ ※「いいえ」の場合は、左記により理由のチェック					
建退共制度	①建設業退職金共済制度に関する「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」を工事現場の見やすい場所へ掲示しているか。【標識の規格:大(小)縦297(210)mm×横420(297)mm】 共済契約者番号	☐ はい ☐ いいえ					
	②元請の証紙配布状況の確認。 ※元請に対し、下請の加入状況等を確認する。 確認できない場合は、現場従事者に対し、共済手帳の提示を求めるか、又は各建設業者が現場に備え付けている共済証紙受払簿にて確認する。	<table> <tr> <td>確認の有無 (有:○, 無:×, 該当なし:ー)</td> <td>元請</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>下請</td> <td></td> </tr> </table> ☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	確認の有無 (有:○, 無:×, 該当なし:ー)	元請			下請
確認の有無 (有:○, 無:×, 該当なし:ー)	元請						
	下請						

<建設業許可に係る標識の掲示においてICT機器等を活用する場合の留意点>

建設業許可に係る標識の掲示において、デジタルサイネージ等のICT機器を活用する場合は、次の(1)から(3)の要件を満たす必要がある。

- 公衆が必要なときに標識を確認できるものであること。
- 当該デジタルサイネージ等において標識を確認することができる旨の表示が常時わかりやすい形でなされていること。(画面の内外は問わない。)
- 施工時間のみならず施工時間外においても公衆が標識を確認することができるよう、人感センサーや画面に触れること等により画面表示ができるものであること。(なお、工事現場が住宅地に位置する等周辺環境への配慮が必要であり、施工時間外のうち一定の時間画面の消灯が必要な場合においては、デジタルサイネージ等の周囲にインターネット上で標識の閲覧が可能である旨を掲示することを条件に、施工時間外は、当該デジタルサイネージ等による掲示に代わり、インターネット上で標識を閲覧する措置を講じることができる。)

2. 現場確認の続き

項目	点 検 内 容	点検結果
労 災 保 険	労災保険関係に関する標識が工事現場の見やすい場所へ掲示されているか。 ※労災保険関係成立票(標識の規格:縦25cm×横35cm) 保険番号 ※標識記載内容確認。 ☐ 保険関係成立年月日 ☐ 労働保険番号 ☐ 事業の期間 ☐ 事業主の住所氏名 ☐ 注文者の氏名 ☐ 事業主代理人の氏名	☐ はい ☐ いいえ
下 請 負 人 が 再 下 請 を 行 う 場 合 ☐ 下請なし	下請負人に対して再下請通知書等を提出すべき旨を書面により通知するとともに、書面又はデジタルサイネージ等のICT機器により工事現場の見やすい場所に掲示を行っているか。 ☐ (掲示文例) 下請負人となった皆様へ 今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法(昭和24年法律100号)第24条の8第1項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととされています。 この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、工事現場内建設ステーション/△△営業所まで、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4第1項に規定する再下請通知書を提出してください。一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類の提出をしてください。 <u>作成特定建設業者の商号 ○○建設(株)</u> ☐ (通知文例) 下請負人となった皆様へ 今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法(昭和24年法律100号)第24条の8第1項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととされています。 この建設工事の下請負人(貴社)は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者(建設業の許可を受けていない者を含みます。)に請け負わせたときは、 ①建設業法第24条の8第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14の4第1項に規定する再下請通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、変更の年月日を付記して遅滞なく同様の通知書を提出しなければなりません。 ②貴社が他の者に工事を請け負わせたときは、その者に対してこの書面を複写し交付して、「さらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者に対する①の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。 作成建設業者の商号 ○○建設(株) 再下請通知書の提出場所 工事現場内建設ステーション/△△営業所	☐ はい ☐ いいえ 「いいえ」の場合は左記 チェック(行っていないもの)

2. 現場確認の続き

項目	点検内容	点検結果
配置技術者が 監理技術者 (はいの場合 右の点検へ) ☐ はい ☐ いいえ	①監理技術者資格証を携帯しているか。	☐ はい ☐ いいえ
	②監理技術者講習修了証(対象者は平成16年3月1日以降、監理技術者資格者証を新規交付された者又は更新交付された者)を携帯しているか。	☐ はい ☐ いいえ
	③施工体制台帳に記載された監理技術者本人の現場専任の確認。 ※監理技術者補佐を専任で配置する場合は、「該当なし」をチェック ※日報等で専任の確認を行う。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	④当該監理技術者が、施工体制台帳に記載された監理技術者と同一人物であることの確認。	☐ はい ☐ いいえ
	⑤当該工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理、その他技術上の監理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督について説明できるか。	☐ はい ☐ いいえ
監理技術者 補佐 を配置 (はいの場合 右の点検へ) ☐ はい ☐ いいえ	①施工体制台帳に記載された監理技術者補佐本人の現場専任の確認	☐ はい ☐ いいえ
	②当該監理技術者補佐が、施工体制台帳に記載された監理技術者補佐と同一人物であることの確認。	☐ はい ☐ いいえ
	③当該工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理、その他技術上の監理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督について説明できるか。	☐ はい ☐ いいえ
配置技術者が 主任技術者 (はいの場合 右の点検へ) ☐ はい ☐ いいえ	①施工体制台帳等に記載された主任技術者本人の現場専任の確認。 ※日報等で専任の確認を行う。	☐ はい ☐ いいえ
	②当該主任技術者が、施工体制台帳等に記載された主任技術者と同一人物であることの確認。	☐ はい ☐ いいえ
	③当該工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理、その他技術上の監理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督について説明できるか。	☐ はい ☐ いいえ
施工体制 台帳 ☐ 下請なし	①施工体制台帳は現場に備え付けられており、発注者(監督員)に提出した施工体制台帳の写しと同一であるか。	☐ はい ☐ いいえ
	②500万円以上(建築一式工事1,500万円以上)の下請を無許可業者が行っていないか。 ※元請が材料を支給する場合、その市場価格及び運送賃を請負代金に加えた額で判断する。	☐ はい ☐ いいえ
施工 体系図 ☐ 下請なし	施工体系図は工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示されているか。	☐ はい ☐ いいえ

< 施工体系図の掲示においてICT機器等を活用する場合の留意点 >

施工体系図の掲示において、デジタルサイネージ等のICT機器を活用する場合は、「工事関係者が見やすい場所」に掲示するものについては次の(1)から(4)の要件を、また、「公衆が見やすい場所」に掲示するものについては次の(2)から(6)の要件を満たす必要がある。

- (1) 工事関係者が必要なときに施工体系図を確認できるものであること。
- (2) 当該デジタルサイネージ等において施工体系図を確認することができる旨の表示が常時わかりやすい形でなされていること。
(画面の内外は問わない。)
- (3) 施工の分担関係を簡明に確認することが可能な画面サイズ、輝度、文字サイズ及びデザインであること。(必要な場合には施工体系図を分割表示しても差し支えない。)
- (4) 一定時間で画面が自動的に切り替わり、画面操作が可能ではない方式(スライドショー方式)のデジタルサイネージ等を使用する場合には、施工体系図の全体を確認するために長時間を要しないものであること。
- (5) 公衆が必要なときに施工体系図を確認できるものであること。
- (6) 施工時間内のみならず施工時間外においても公衆が施工体系図を確認することができるよう、人感センサーや画面に触れること等により画面表示ができるものであること。(なお、工事現場が住宅地に位置する等周辺環境への配慮が必要であり、施工時間外のうち一定の時間画面の消灯が必要な場合においては、デジタルサイネージ等の周囲にインターネット上で施工体系図の閲覧が可能である旨を掲示することを条件に、施工時間外は、当該デジタルサイネージ等による掲示に代わり、インターネット上で施工体系図を閲覧する措置を講じることができる。)

2. 現場確認の続き

項目	点検内容	点検結果
社会保険 の下請確認等 ☐ 下請なし	①下請業者選定時に加入状況の確認・指導を行っているか。 ※元請業者が未加入下請業者に指導。	☐ はい ☐ いいえ
	②施工体制台帳、再下請通知書を活用し、加入状況の確認・指導を行っているか。 ※元請業者が未加入下請業者に指導。	☐ はい ☐ いいえ
	③作業員名簿等を活用し、作業員の加入状況の確認・指導を行っているか。 ※元請業者が作業員未加入下請業者に指導。	☐ はい ☐ いいえ
下 請 業 者 ☐ 下請なし	①施工体制台帳、下請負通知書、施工体系図に記載のない下請業者が作業していないか。 ※ヘルメット等の外観、口頭聞き取り等により確認する。	☐ はい ☐ いいえ
	②下請業者の施工状況、内容及び下請金額が下請負契約書と同じか。 ※平成13年10月1日から公共工事に係る施工体制台帳については、1次以下も含めて全ての下請業者について請負額が記載された契約書の写しを添付することが義務付けられている。	☐ はい ☐ いいえ
	③主任技術者の現場専任の確認。 ※施工体制台帳の工期、実工程表と比較して、専任の必要な時期を確認。日報等で専任の確認を行う。 ----- 下請業者はその下請代金額が ☐ 4,500万円以上の場合(主任技術者は【専任】)・・・(疑義技術者名) ☐ 4,500万円未満の場合(主任技術者は【兼任可】)(建築一式工事は9,000万円) 1) 主任技術者と現場代理人は兼任できる。 2) 4,500万円以上の工事でも、主任技術者は兼任できる場合がある。(2以上の工事を同一の建設業者が同一の場所、又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる。 3)元請が材料を支給する場合、その市場価格及び運送賃を請負代金に加えた額で判断する。 また、特定専門工事における主任技術者の特例(建設業法第26条の3)を適用した場合は、 ☐ 特定専門工事の元請は、請負金額にかかわらず専任の主任技術者を配置しなければならない。 ☐ 特定専門工事の下請は、主任技術者の配置を要しない。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 兼任可 ☐ 配置不要

2. 現場確認の続き

* 本表は、現場が稼働中にある各下請(再下請)業者ごとに作成する。

項 目	点 検 内 容	点 検 結 果	
下 請 業 者	下請会社名(次) 		
	④下請の主任技術者等へのヒアリング。 【下請業者への点検方法】 ◆点検対象者は、点検日において現場が稼働中にある一次・二次・・・全ての下請業者とする。 ◆下請業者の主任技術者等への出席依頼は、元請の現場代理人又は主任(監理)技術者等をおとして行う。 ◆聞き取りに当たって、相手方に強制するような発言は慎む。 ◆下請の主任技術者等の発言内容は記録する。 (1)不当に低い請負代金の禁止(建設業法第19条の3) 下請の主任技術者に対し、請負契約を締結するに当たって、注文者が「 <u>自己の取引上の地位を不当に利用</u> 」したか否か、及び定められた請負代金の額がその注文した建設工事を施工するのに「 <u>通常必要と認められる原価(社会保険料等の法定福利費の有無含む)</u> 」に満たないか否かの2点について意見を聞く。 請負代金の実態 イ. 注文者が自己の取引上の地位を不当に利用した ロ. 注文者が自己の取引上の地位を不当に利用していない イ. 請負代金の額が通常必要と認められる原価に満たない ロ. 請負代金の額が通常必要と認められる原価を満たしている 建設業法第19条の3(不当に低い請負代金の禁止) 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。 【主任技術者等の発言内容】 	☐ イ ☐ ロ ☐ イ ☐ ロ	
	(2)不当な使用資材等の購入強制的禁止(建設業法第19条の4) 下請の主任技術者等に対し、当該建設工事に使用する「 <u>資材又は機械器具を指定</u> 」して購入させられたか否か、及びそれらの資材等の「 <u>購入先を指定</u> 」して購入させられたか否かの2点について意見を聞く。 不当な使用資材等の購入強制的の有無 イ. 工事に使用する資材又は機械器具を指定され利益を害された ロ. 工事に使用する資材又は機械器具を指定して購入させられることはなかった イ. 工事に使用する資材等の購入先を指定され利益を害された ロ. 工事に使用する資材等の購入先を指定して購入させられることはなかった 建設業法第19条の4(不当な使用資材等の購入強制的の禁止) 注文者は、請負契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを請負人に購入させて、その利益を害してはならない。 【主任技術者等の発言内容】 	☐ イ ☐ ロ ☐ イ ☐ ロ	
	(3)契約とおりの請負代金の支払い実態 下請の主任技術者等に対して、契約書とおり請負代金の支払いがなされているか、その実態について聞き取る。 契約とおりの請負代金の支払い実態 イ. 契約書とおり支払われている ロ. 契約書と相違する支払い ハ. 請負代金を支払ってもらえない ニ. 最初の支払い時期がきていない 二. 最初の支払い時期がきていない 【主任技術者等の発言内容】 	☐ イ ☐ ロ ☐ ハ ☐ ニ	
	上記(1)～(3)の聞き取り結果、疑義がある場合については、別途、監理課へ報告する。		

- ・請負代金額が4,500万円以上
 (ただし、建築一式の場合は請負代金額が9,000万円以上)
 ・様式-1【7.その他点検】①又は②において点検結果が「いいえ」の場合

一括下請に関する点検票 (元請実質関与)

			課長	係長	監督員
【 回目 】	点検者 (該当に○)		係長		
			監督員		
実施日	令和 年 月 日	点検者氏名			

※この様式は、様式-3-1及び様式-3-2の「下請内容」の

- ①主たる工事:元請業者が請け負った建設工事の主たる部分にあたる工事業者
 ②独立工事:元請業者が請け負った建設工事の一部で、他の部分から独立してその機能を発揮する部分にあたる工事業者
 ③上位・同ランク工事:下請(同業種)の業者が上位ランク、又は同ランクの業者
 ④工区割隣接工事:工区割された同時期の隣接工事(主たる部分)について一次下請等に存在する業者を対象に各々作成する。(数社にわたる場合はその総計)
 また、第1回目点検では様式-3-1、2回目以降は様式-3-2をそれぞれ作成すること。

1. 工事概要

工事名					
工期	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日		
元請負金額	千円	下請負総額	千円		
元請会社名		下請会社数	社		
下請会社名	計 (社)	一次下請 契約額	①主たる工事		千円
			②独立工事		
			③上位・同ランク工事		
			④工区割隣接工事		

2. 一般事項

番号	点検内容	点検結果
1	元請の直接施工割合。 ※元請の直営施工割合 $\frac{\text{元請実施額}(*1)}{\text{元請負金額}} = \text{元請実施割合}(*2)$ $(\quad) \text{千円} \div (\quad) \text{千円} = (\quad) \%$ (*1): 元請実施額 = (元請負金額) - (下請負総額) (*2): 50%以上の場合は「はい」、50%未満の場合「いいえ」を選択	☐ はい ☐ いいえ
2	主たる部分を実施する一次下請契約額が、主たる部分の元請契約額の過半以上を占めていないか。 $\frac{\text{(主たる部分を実施する一次下請業者の下請契約額)}}{\text{(主たる部分の元請負金額)}} = \text{(主たる部分を実施する一次下請割合}(*1))$ $(\quad) \text{千円} \div (\quad) \text{千円} = (\quad) \%$ (*1): 50%以上の場合「はい」、50%未満の場合「いいえ」	☐ はい ☐ いいえ
3	元請が請け負った建設工事の一部であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を下請させているか。	☐ はい ☐ いいえ
4	下請業者(同業種)が上位ランク、又は同ランクの業者であるか。	☐ はい ☐ いいえ
5	工区割された同時期の隣接工事(主たる部分)について一次下請等に存在するか。	☐ はい ☐ いいえ
6	その他、監理技術者の専任に疑義がある工事等、詳細な点検が必要と認められた工事か。	☐ はい ☐ いいえ
点検結果の対応	全ての項目が「いいえ」の場合 点検終了	1～6のうち、一項目でも「はい」の場合 3. 元請実質的関与点検へ

*「様式-3(1/3)」において、(2/3)以降の点検が終了の場合は様式3(2/3、3/3)は添付しないこととする。

3. 元請実質的関与点検

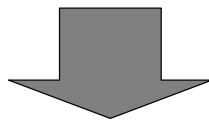
番号	項目	点検内容	点検結果			
			○	元請が実施		
			△	元請・一次下請共同実施		
			×	一次下請		
			—	判別不能, 対象外		
			※該当する項目にしを記入			
○	△	×	—			
1	技術者等	①現場代理人は常駐 ^(注1) しているか。	☐	☐	☐	☐
		②監理技術者等は専任 ^(注2) しているか。	☐	☐	☐	☐
2	発注者との協議	発注者との協議において主体的な役割を果たしているか。 ※打ち合わせ時の受け答え, 工事打合せ簿等から判断。	☐	☐	☐	☐
3	住民への説明	住民への説明, 苦情処理において主体的な役割を果たしているか。 ※日報, 住民からの苦情内容を確認。必要に応じて技術者に聞き取り。	☐	☐	☐	☐
4	官公庁等への届出等	労働安全衛生法, 環境法令等に定められた官公庁への届出等を行い, 履行。並びに道路管理者, 交通管理者等への申請, 協議の実施において主体的な役割を果たしているか。 ※申請書等の内容をもとに技術者に聞き取り。	☐	☐	☐	☐
5	近接工事との調整	近接工事との調整において主体的な役割を果たしているか。 ※近接工事との調整状況を技術者に聞き取り。	☐	☐	☐	☐
6	施工計画	契約図書の内容把握, 設計図書の照査, 施工計画(工程計画, 安全計画, 品質計画等)の立案において主体的な役割を果たしているか。 ※施工計画書の確認。 施工計画の打合せ時における技術者の受け答えから判断。	☐	☐	☐	☐
7	工程管理	工事全体を把握し, 工事の手順・段取りの調整・指揮において主体的な役割を果たしているか。 ※施工計画と実際の工程との差を説明ができるか。工程を余儀なくされたときの対応, 災害防止のための措置の実施等から判断。	☐	☐	☐	☐
8	出来形・品質管理	品質確保の体制, 所定の検査・試験の実施及び結果保存, 不具合等の発生時の対応において, 主体的な役割を果たしているか。 ※出来高報告書類や品質管理書類をもとに技術者に聞き取り。	☐	☐	☐	☐
9	完成検査	下請施工分の完成検査において, 主体的な役割を果たしているか。 ※下請工事の検査状況について技術者に聞き取り。	☐	☐	☐	☐
10	安全管理	安全確保体制の保持, 安全教育・安全点検, 下請負業者の安全指導において主体的な役割を果たしているか。 ※施工計画書, 仮設物の状況・点検記録, 日報, 安全パトロール・安全教育の実施状況等から確認。	☐	☐	☐	☐
11	下請の施工調整及び指導監督	施工上の技術的指導, 施工場所等の調整指揮, 施工体制台帳・施工体系図の整備において, 主体的な役割を果たしているか。 ※現場の施工状況, 下請業者からの聞き取り, 施工体制台帳等から判断。	☐	☐	☐	☐
総合判定	点検結果欄		判定結果		対応	
	☐	全項目で○	一括下請負の疑義無し		適正	
	☐	1の項目で×	一括下請負の疑義有り		技術者の専任制に違反している。	
	☐	1の項目で○であって, 2～11の項目で△, 又は×が多い場合	一括下請負の疑義有り 実質的関与に疑いがある		次項4. 実質的関与に疑いがある場合へ	

(注1) 常駐とは, 現場施工の稼働中, 特別な理由がある場合を除き常時継続的に当該工事現場に滞在している。

(注2) 専任とは, 他の工事現場に係る職務を兼務せず, 常時継続的に当該工事に係る職務にのみ従事している。(発注者との打ち合わせ等のため現場を離れる場合といった当該工事に専念する状態を含む。ただし, 工事現場を離れている場合においても, 緊急時に速やかに対応できる体制にあることが必要。)

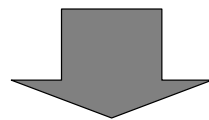
4. 実質的関与に疑いがある場合(元請負人・下請負人への意見聴取)

元請負人への意見聴取	下請負人への意見聴取



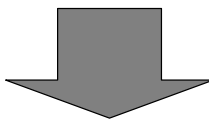
(元請負人・下請負人への意見聴取後)

①点検者から元請業者へ口頭により指導。



(改善が認められない場合)

②所属長から元請業者へ様式5「改善措置等請求書」により改善請求する。



(更に改善が認められない場合)

③所属長から契約課へ「一括下請負の疑義」がある旨を報告する。

一括下請負に関する点検票(元請実質関与)

様式-3-1
(1回目)

【1 回目】	点検者 (該当に○)	係長
		監督員
実施日	令和 年 月 日	点検者氏名

課長	係長	監督員

1 本様式の適用
本様式は、1 回目の様式-3「一括下請負に関する点検票（元請実質関与）」の点検において適用する。
・様式-3-1（本様式）の作成
・様式-3の点検の実施・作成

番号	一次下請会社名	契約額 (千円)	契約工期	一次下請会社							
				建設業許可			下請内容		専任・非専任・配置不要 (※配置不要は建設業法第28条の3の適用を受けた場合)	資格番号	退職共済加入等の確認(注6) (該当に○)
				許可 (注1) 種別	登録番号 有効期限	許可業種 (29業種)	◎:主たる工事(注2) ○:独立工事(注3) △:上位・同ランク工事(注4) □:工区割隣接工事(注5)	主な工種			
1			R . .	大・知					専・非・不要		建・中・自・無
			R . .	特・般	R . .						その他(理由:)
2			R . .	大・知					専・非・不要		建・中・自・無
			R . .	特・般	R . .						その他(理由:)
3			R . .	大・知					専・非・不要		建・中・自・無
			R . .	特・般	R . .						その他(理由:)
4			R . .	大・知					専・非・不要		建・中・自・無
			R . .	特・般	R . .						その他(理由:)
5			R . .	大・知					専・非・不要		建・中・自・無
			R . .	特・般	R . .						その他(理由:)
6			R . .	大・知					専・非・不要		建・中・自・無
			R . .	特・般	R . .						その他(理由:)
7			R . .	大・知					専・非・不要		建・中・自・無
			R . .	特・般	R . .						その他(理由:)
8			R . .	大・知					専・非・不要		建・中・自・無
			R . .	特・般	R . .						その他(理由:)
9			R . .	大・知					専・非・不要		建・中・自・無
			R . .	特・般	R . .						その他(理由:)
10			R . .	大・知					専・非・不要		建・中・自・無
			R . .	特・般	R . .						その他(理由:)
計	社										
(うち主たる工事)	(社)	()									
(うち独立工事)	(社)	()									
(うち上位・同ランク工事)	(社)	()									
(うち工区割隣接工事)	(社)	()									

(注1) 国土交通大臣許可(建設業を営もうとする営業所が、二つ以上の都道府県にある)の場合:「大」に○
県知事許可(建設業を営もうとする営業所が一つの都道府県の区域内にのみある)の場合:「知」に○
特定建設業(発注者から直接請け負った一件の工事について、一次下請代金の額が、総額で5,000万円以上になる下請契約を締結して施工する場合(建築一式工事業については8,000万円以上))の場合:「特」に○
一般建設業(発注者から直接請け負った一件の工事について、一次下請代金の額が、総額で5,000万円未満になる下請契約を締結して施工する場合(建築一式工事業については8,000万円未満))の場合:「般」に○
※ 一次下請以下の建設会社が5,000万円以上の下請契約となっても特定建設業の許可は必要ない。

(注2) 主たる工事:元請業者が請け負った建設工事の主たる部分にあたる場合に「◎」
(注3) 独立工事:元請業者が請け負った建設工事の一部で、他の部分から独立してその機能を発揮する部分にあたる場合に「○」
(注4) 上位・同ランク工事:下請(同業種)の業者が上位ランク、又は同ランクの業者である場合に「△」
(注5) 工区割隣接工事:工区割された同時期の隣接工事(主たる部分)について一次下請等に存在する場合に「□」
(注6) 建設業退職金共済制度加入の場合:「建」に○
中小企業退職金共済制度加入の場合:「中」に○
自社退職金制度の場合:「自」に○
退職金制度がない場合:「無」に○
その他の場合:その他退職金制度等を明記

(注:その他)
・一次下請会社が10社以上の場合は適宜、「番号」の行を追加すること。

一括下請負に関する点検票（元請実質関与）

様式－3－2
（2回目以降）

【 回 目 】	点検者	係長	
	(該当に○)	監督員	
実 施 日	令和 年 月 日	点検者氏名	

課長	係長	監督員

1 本様式の適用
本様式は、2回目以降の様式－3「一括下請負に関する点検票（元請実質関与）」の点検において適用する。
2 点検にあたって
(1) 前回点検時から元請会社と一次下請会社との下請契約内容に変更が無い場合
・様式－3－2（本様式）のみ作成（様式－3による点検の省略）
(2) 前回点検時から、①一次下請会社の追加がある場合、②元請会社と一次下請会社との下請契約内容に変更があった場合
・様式－3－2（本様式）の作成
・様式－3の点検の実施・作成

一次下請会社																
番号	下請契約の内容等 (該当に○)			様式-3による 点検 ^(注2) (○:要、×:不要)	一次下請会社名	契約額 (千円)	契約工期	建設業許可		下請内容		専任・非専任・配置不要 (※配置不要は建設業法第28 条の3の適用を受けた場合)	資格番号	退職共済加入 等の確認 ^(注8) (該当に○)		
								許 可 種別 ^(注3)	登録番号 有効期限	許可業種 (29業種)	◎:主たる工事 ^(注4) ○:独立工事 ^(注5) △:上位・同ランク工事 ^(注6) □:工区割隣接工事 ^(注7)				主な工種	
1	同じ	変更	追加				R . . . 大・知					専・非・不要		建・中・自・無 その他(理由:)		
2	同じ	変更	追加				R . . . 大・知					専・非・不要		建・中・自・無 その他(理由:)		
3	同じ	変更	追加				R . . . 大・知					専・非・不要		建・中・自・無 その他(理由:)		
4	同じ	変更	追加				R . . . 大・知					専・非・不要		建・中・自・無 その他(理由:)		
5	同じ	変更	追加				R . . . 大・知					専・非・不要		建・中・自・無 その他(理由:)		
6	同じ	変更	追加				R . . . 大・知					専・非・不要		建・中・自・無 その他(理由:)		
7	同じ	変更	追加				R . . . 大・知					専・非・不要		建・中・自・無 その他(理由:)		
8	同じ	変更	追加				R . . . 大・知					専・非・不要		建・中・自・無 その他(理由:)		
9	同じ	変更	追加				R . . . 大・知					専・非・不要		建・中・自・無 その他(理由:)		
10	同じ	変更	追加				R . . . 大・知					専・非・不要		建・中・自・無 その他(理由:)		
計 (うち主たる工事) (うち独立工事) (うち上位・同ランク工事) (うち工区割隣接工事)					社 (社) (社) (社)	((((	/	/	/	/	/	/	/	/		

(注1) 元請会社と一次下請会社との下請契約内容が前回点検時と変更が無い場合:「同じ」に○
元請会社と一次下請会社との下請契約内容に変更があった場合:「変更」に○
一次下請会社が追加の場合:「追加」に○
(注2) 「下請契約の内容等」の点検結果において、
「同じ」の場合:「×」→ 様式－3－2(本様式)のみ記入。
「変更」、「追加」の場合:「○」→ 様式－3－2(本様式)記入 → 様式－3による点検の実施。
(注3) 国土交通大臣許可(建設業を営もうとする営業所が、二つ以上の都道府県にある)の場合:「大」に○
県知事許可(建設業を営もうとする営業所が一つの都道府県の区域内にのみある)の場合:「知」に○
特定建設業(発注者から直接請け負った一件の工事について、一次下請代金の額が、総額で5,000万円以上になる下請契約を締結して施工する場合(建築一式工事業については8,000万円以上))の場合:「特」に○
一般建設業(発注者から直接請け負った一件の工事について、一次下請代金の額が、総額で5,000万円未満になる下請契約を締結して施工する場合(建築一式工事業については8,000万円未満))の場合:「般」に○
※ 一次下請以下の建設会社が5,000万円以上の下請契約となっても特定建設業の許可は必要ない。
(注4) 主たる工事:元請業者が請け負った建設工事の主たる部分にあたる場合に「○」
(注5) 独立工事:元請業者が請け負った建設工事の一部で、他の部分から独立してその機能を発揮する部分にあたる場合に「△」
(注6) 上位・同ランク工事:下請(同業種)の業者が上位ランク、又は同ランクの業者である場合に「△」
(注7) 工区割隣接工事:工区割された同時期の隣接工事(主たる部分)について一次下請等に存在する場合に「□」
(注8) 建設業退職金共済制度加入の場合:「建」に○
中小企業退職金共済制度加入の場合:「中」に○
自社退職金制度の場合:「自」に○
退職金制度がない場合:「無」に○
その他の場合:その他退職金制度等を明記
(注:その他)
→一次下請会社が10社以上の場合は適宜、「番号」の行を追加すること。

(参考)発注者・元請負人・下請負人についての定義(建設業法, 契約書)
※本点検票は, 一次下請以下(網掛け部)を対象に点検を実施する際に使用する。

通 称	発注者(施主)	⇔	A社 元請業者	⇔	B社 一次下請 下請負人 元請負人	⇔	C社 二次下請	⇔	D社 三次下請
建設業法上	発注者	⇔	元請負人	⇔	下請負人 元請負人	⇔	下請負人 元請負人	⇔	下請負人
契約上	注文者	⇔	請負人 注文者	⇔	請負人 注文者	⇔	請負人 注文者	⇔	請負人

課長	係長	監督員

一括下請負に関する点検票 (下請負人用)

【 】回目	点検者 (該当に○)	係長
		監督員
実施日	令和 年 月 日	点検者氏名

1. 工事概要

下 請 次 数	一次・二次・三次 (点検下請業者の該当下請次数に○を付す)		
工 事 名			
下請契約工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
元 請 負 金 額	千円	下請負金額	千円
元 請 会 社 名	千円	点検下請会社名	

※「下請負金額」欄には, 点検下請会社(点検実施する下請業者)の下請契約額を記入する。

※「下請次数」欄の次数以上(四次下請以上)の場合は追加して記入する。

2. 一般的項目

番号	点 検 内 容	点検結果
1	管理業務のみと思われる下請業者があるか。 施工体制台帳等により確認。 ※下請業者がある場合「はい」、下請業者がない場合「いいえ」 ※管理業務のみと思われる下請会社がある場合＝点検下請業者	☐ はい ☐ いいえ
2	主たる部分を実施する(最大契約額の)下請契約額が点検下請業者の下請契約額の過半以上を占めているか。 ・点検下請業者からの再下請業者の数 ()社 ・点検下請業者からの最大下請業者名 () ・点検下請業者からの最大下請契約額 ÷ 点検下請業者の下請契約額 ()千円 ÷ ()千円 = ()% ※50%以上の場合「はい」、50%未満の場合「いいえ」	☐ はい ☐ いいえ
3	主任技術者の所属及び専任が確認できないか。 下請業者はその下請代金額が □4,500万円以上の場合(主任技術者は【専任】)(建築一式工事は9,000万円) □4,500万円未満の場合(主任技術者は【兼任可】)(建築一式工事は9,000万円) 特定専門工事における主任技術者の特例(建設業法第26条の3)を適用した場合は, □特定専門工事の元請は, 請負金額にかかわらず専任の主任技術者を配置(【専任】) □特定専門工事の下請は, 主任技術者の配置を要しない(【配置不要】) ※確認できない場合「はい」、確認できる場合「いいえ」	☐ はい (兼任含む) ☐ いいえ (配置不要含む)
点検結果の対応	1～3のうち, 一項目でも「はい」の場合 3. 実質的関与点検 へ	1～3のうち, 全ての項目が「いいえ」の場合 点検終了

3. 実質的関与点検

番 号	項 目	点 検 内 容	点検結果			
			○	一次下請負人等が実施		
			△	一次・二次共同で実施		
			×	二次下請負人等が実施		
			—	判別不能, 対象外		
			※該当する項目にレを記入			
○	△	×	—			
1	施工計画	担当工事の施工計画について、元請会社と調整して作成しているか。	☐	☐	☐	☐
2	工程管理	担当工事の内容、工程等が説明できるか。	☐	☐	☐	☐
3	出来形・品質管理	担当工事の品質確保の体制、所定の検査・試験の実施及び結果保存、不具合等の発生時の対応において役割を果たしていることの確認。	☐	☐	☐	☐
4	完成検査	担当工事の完成検査について、元請会社と調整しているか。	☐	☐	☐	☐
5	安全管理	担当工事の安全確保体制の保持、安全教育、安全点検、下請負業者の安全指導において役割を果たしていることの確認。	☐	☐	☐	☐
6	下請の施工調整及び指導監督	施工の留意点、技術的内容について下請負人を具体的に指導しているか。	☐	☐	☐	☐
総合判定	点検結果欄		判定結果		対応	
	☐	全項目で○	一括下請負の疑義無し		適正	
	☐	1～6の項目で△又は×が多い場合	一括下請負の疑義有り		次項4. 実質的関与に疑いがある場合へ	

4. 実質的関与に疑いがある場合

一次下請負人への意見聴取	二次下請負人への意見聴取

(元請負人・下請負人への意見聴取後)

①点検者から元請業者へ口頭により指導。

(改善が認められない場合)

②所属長から元請業者へ様式5「改善措置等請求書」により改善請求する。

(更に改善が認められない場合)

③所属長から契約課へ「一括下請負の疑義」がある旨を報告する。

※二次・三次下請負関係の点検については、一次・二次を二次・三次と読み替えて点検を実施すること。
(上記以降の下請負関係も同様)

改 善 措 置 等 請 求 書

令和 年 月 日

(受注者)
商号又は名称
代表者の氏名 殿

工事担当課長 印

下記のとおり「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の第14(15)条に基づく事項について下記の理由により改善を請求します。

記

工 事 名				
工 事 場 所				
当初契約年月日	令和 年 月 日			
理 由				
記入者 職・氏名	職 名		氏 名	